

(「原産地が明らかであると認められた物品」の取扱い)

8の2—4 令第27条第1項第1号に規定する「税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた物品」の取扱いについては、次による。

- (1) 「原産地が明らかであると認められた物品」は、別に事務連絡する物品とすることとし、原産地証明書の提出を省略させるものとする。ただし、特惠関税の適用上特に問題があると認められる場合であつて、後記8の2—4の2の(3)に規定する書類等によつても原産地が認定できない場合には、令第27条第1項第1号に該当しないこととなるので留意する。
- (2) なお、自国関与品に係るもの、累積原産品に係るもの及び非原産国を經由して本邦へ向けて運送されたもの（令第31条第3項に規定する書類の提出がある場合を除く。）については、原産地証明書の提出が必要な物品として取り扱うものとする。